

年金制度が変わります

平成27年10月から被用者年金制度が一元化され、公務員も厚生年金に加入することに伴い、共済年金制度も変わることとなります。

シリーズ第1回では、「被保険者の年齢制限」及び「障害年金の支給要件」について、ご案内しましたが、第2回目となる今回は、「老齢・障害年金の在職支給停止」、「遺族年金の転給」及び「未支給年金の給付範囲」について取り上げます。

共済年金と厚生年金の制度の違いは、おおむね厚生年金にそろえられます

老齢・障害年金の在職支給停止について

現在

加入する年金制度で計算方法が異なります。

●共済年金に加入している場合

(賃金+年金)が月額**28万円**を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止となります。

賃金+年金 > 28万円 → 停止

●厚生年金に加入している場合

(賃金+年金)が月額**46万円**を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止となります。

賃金+年金 > 46万円 → 停止

一元化後

年齢で計算方法が異なります。

●65歳未満

(賃金+年金)が月額**28万円**を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止となります。

賃金+年金 > 28万円 → 停止

●65歳以上

(賃金+年金)が月額**46万円**を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止となります。

賃金+年金 > 46万円 → 停止

遺族年金の転給について

現在

妻が失権した場合、次順位者に転給します。



一元化後

妻が失権しても次順位者に転給しません。



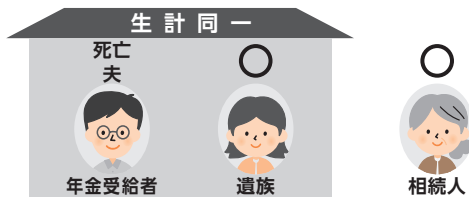
遺族とは…組合員又は組合員であった者が死亡した当時、その者によって生計を維持していた者をいい、年金を受給できる遺族の順位は、次のとおりとなります。

1. 配偶者・18歳未満又は20歳未満で障害状態にある子
2. 父母
3. 18歳未満又は20歳未満で障害状態にある孫
4. 祖父母

未支給年金の給付範囲について

現在

遺族の方が請求できます。
遺族がいないときは、相続人が請求できます。



※「遺族」については、上記「遺族年金の転給について」をご覧ください。

未支給年金とは…年金受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付で、その支払を受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。

一元化後

生計を同じくしていた3親等以内の親族の方が、請求できます。



生計同一でない、3親等以内の親族でも請求できません。